

# 法令等の改正

労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）及び労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 362 号 -1）の一部が改正されたことに伴い、今般、当基金の療養に要する費用の算定基準を定めた「療養費用算定基準細目」（昭和 63 年 9 月 1 日付け消基発第 305 号）の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

## 1 改正の概要

### 1 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準について

運動療法料及び固定料の全部並びに初検料、整復料及び後療料の一部について、料金の引き上げを行ったものであること。

### 2 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準について

- (1) 往療料への加算について、料金を見直したものであること。
- (2) 施術料の一部について、料金の引き上げを行ったものであること。

## 2 適用日

改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成 28 年 11 月 1 日以降の施術に係るものから適用すること。

## 3 その他

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。